

○平塚市自転車等の放置防止に関する条例第6条第1項に規定する市長が特に必要と認める地域の指定について

平成24年12月1日

告示第436号

平塚市自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年条例第17号）第6条第1項に規定する市長が特に必要と認める地域の指定について次のとおり告示する。

記

- 1 指定の根拠 平塚市自転車等の放置防止に関する条例第6条第1項に基づくもの
- 2 指定年月日 平成24年12月1日
- 3 指定地域 幹道37号線以南、幹道43号線以东、幹道38号線以北及び県道平塚港・平塚停車場線以西の地域のうち、商業地域及び近隣商業地域を除いたもの
- 4 指定地域の地図 別添のとおり

以上

